

目次

Y-CV-2nd-★控訴状20220126.....	2
----------------------------	---

控訴状兼控訴理由書

令和4年1月26日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

国 同代表者 法務大臣 古川禎久

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和3(ワ)第378号 慰謝料請求事件について、令和4年1月20日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

主文

- 請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えをいずれも却下する。
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 控訴の理由

原判決は、司法拒絶による隠蔽であり、世紀の亡国判決であり、当然無効である。

私法発動の大義名分を私に与えるものである。

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上によれば、請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えはいずれも不適法であるから却下することとし、その余の原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら原判決もまた、訴えたそばから無視している。自らこそ理由が無い。

隠蔽する権限など有り得ず、合理的根拠が無い不起訴処分だから隠蔽だと訴えている。

したがってこのように、合理的根拠の有無の判定無しに不法行為の判定は不可能である。

要するに、正当業務行為どころではない点を無視している。

無根の心証だけで、隠蔽ではないとする理由が何一つ無い。

言い換えると、当り前の訴えを根拠無く無視しており、甚だ不合理である。

訴えの無視も、甚だ不合理も、其々が致命的なのに、両方揃っているから、およそ判決とは呼べない。

したがって、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎるから、故意の狂気と言える。

既述の通り、これらの隠蔽は、私限りの無法社会の陰謀であり、公然たる非人扱いである。

すなわち、私の社会的存在の抹殺であり、人格的生存へのテロリズムである。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきである。

第4 原判決の瑕疵の摘示

★以下のように、訴えたそばから無視している。 ないし、いずれも理由になっていない。

繰り返すが、合理的根拠が無い故に正当業務行為ではない点を無視している。

まず、準備書面(1)に既述の通り、請求の趣旨の2から5に掲げた事項については、最終的に判定されることが目的であって、確認請求の訴訟物か否かは問わないし、更に3点を追加している。

これらを無視している点を摘示する。 なお記述順は前後する。

●●●告訴する権利(適正な手続を受ける権利)の延長上に、合理的に起訴される権利ないし利益が、元々潜在している。

これは正当業務行為である限りは発現しないが、隠蔽の場合には例外的に発現する。

なぜなら、隠蔽する権限など誰にも無いからである。 必然的帰結

★その発現条件は、本件のような、隠蔽ないし合理性の欠如である。 ★判定洩れ

言い換えると、職権行使の合理性は常に不可欠である。

国家が個人の起訴権を奪っている現状や、一度告訴状を受理した以上、通常は高確率で起訴されるはずだという、合理的期待を担うこと、などからも当然である。

●●●被告摘示の判例は、隠蔽をも容認する趣旨ではない。

言い換えると、ケースが違う(判例違反)。

既述の通り、この判例は正当業務行為が前提であるが、本件は犯罪であり、ケースが違う。

つまり本件は国家権力の濫用による典型的な人権侵害なのだから、国家賠償法が最も相応しい。

然るに原判決は、問答無用の門前払いであるから、まさに公然たる非人扱いである。

加えて、反射的利益論は公共の福祉論の一種なので国連答弁への背信に当る。外務省サイトの通り。

●請求の趣旨 2 刑訴法 261 条の立法趣旨に違背している点

既述の通り、不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文は、単なる分類名に過ぎない。

なぜなら現に、告訴事実(嫌疑)の、どこをどのように否定したのか？ 全く判らない。

理由が判らなければ再提出しても無駄だから、その妨害効果は明白である。

従って、不起訴裁定主文では、社会通念上、刑訴法 261 条の「理由」たり得ず、「理由」の告知を規定した趣旨に違背している。

たとえどれだけ取扱実績が多かろうとも、既成事実化に過ぎず、もともと正当性の余地は無い。

また、一般的公信力を訴求しても、本件の蓋然性への理由にはなり得ない。 お門違い 論理矛盾

★分類名に過ぎない点と過度漠然性と妨害効果への判定が無い。

●請求の趣旨 4 当該不起訴処分には合理的根拠(実質的理由)が無い点

不起訴裁定主文では理由にならないので、合理的根拠どころか、理由自体が無い。 ★判定洩れ

●請求の趣旨 3 当該事件について殺人や隠蔽の疑いを持たぬことは不可能である点

この人類史の巨大な汚点を、摘示されても尚も認めない欺瞞こそ、世界的狂気である。

①警視総監宛に書留で送った回答期限付きの被害届が黙殺された。

既述の通り、前例は無く、また、法令違反も明白なので、偶然確率は 1/100000000 と見る。

②その一ヶ月後の回答期限当日に叔母が変死した。 偶然確率は 1/10000 と見る。

この二つが偶然に重なる確率は天文学的に低いから殺人に相違ない、と言っている。

これを否定するのなら、想定確率を伴った合理的根拠が、当然に必要である。

★その他にも、訴状 3 頁「当該告訴内容の重大性」以下に列挙した蓋然性を一つも判定していない。

●請求の趣旨 5

当該告訴の蓋然性に鑑み、実質的理由の告知を拒否した点は、適正な手続を受ける

権利(憲法 13 条)ないし、告訴した犯罪が起訴され摘発される利益の侵害である点

私の場合は当り前の犯罪であるからこそ、執拗に理由を訊ねたのである。 極めて高度の蓋然性故に。

隠蔽する権限は在り得ない点、理由になり得ない点、簡単にできる実質的理由の告知を拒否し続けた

点など、いずれも当り前のことを無視しているが、当り前に、信義則違反や公序良俗違反である。

要するに、合理的期待を甚だしく裏切っている。 ★判定洩れ

●●危険又は不安が存在せず、確認の利益も無い旨(判決 3 頁ほか)

本件の確認の利益は、検察庁の組織的隠蔽を打破し、脅迫の為の殺人の脅威を摘発することである。

これは誰でも当然読み取れる、危険又は不安であり、身の危険の除去を求める権利ないし利益である。

●●●訴えを無視しては裁判になり得ない点(手続的無効性)

司法拒絶

訴えの無視も理由の欠如も、どちらも致命的瑕疵なのに、いずれも揃っている。 ★判定洩れ

なおこれは、当該不起訴処分と原判決のみならず、全機関共通である。 故意の狂気

原審への適用法令

★民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」

★★★★民訴法 247 条「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により」

★民訴法 312 条「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」

★民訴法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」

★民訴法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断」

★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項」

★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」

★民事訴訟法 338 条の十「判決が前に確定した判決と抵触すること。」

★★裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「過誤」

★憲法 76 条○3「この憲法及び法律にのみ拘束される。」

★★★憲法 99 条「憲法遵守義務」

★★★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

第 5 附属書類 控訴状副本 1 通

以上